

響灘緑地における新たな賑わい施設導入に関する

マーケットサウンディング

募集要領

平成 29 年 6 月 8 日

I マーケットサウンディングの概要

1 背景と目的

響灘緑地は、都市公園法上、「広域公園」に位置づけられる都市公園であり、主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的に設置された公園です。

さらに響灘緑地は、複雑な水際線がリアス式海岸を思わせる広大な頓田貯水池を中心に山林、原野、海浜等変化に富んだ自然景観がひろがる、「水・緑・そして動物たちとのふれあい」を基本テーマにした市内最大の公園です。

北九州市では、このような響灘緑地の豊かな自然環境を活かした賑わい施設を民間活力の導入により整備し、公園利用者の利便性を向上するとともに、自然と共生した新たなレクリエーション活動の場を提供することで、さらなる魅力向上を図りたいと考えています。

つきましては、響灘緑地における新たな賑わい施設導入に関する事業者公募を検討するに先立ち、民間の自由な発想に基づく幅広い事業アイデア、さらに、事業条件についての民間の意向等を把握し、事業者公募における条件整備に役立てることを目的に、マーケットサウンディングを実施します。

民間活力の導入手法については、民間事業者の意向や公園への評価・期待、官民の役割分担、事業実施に向けての課題等を踏まえた検討が必要であり、今回の民間発案募集により、民間事業者に幅広くご意見を伺うことで、今後の民間事業者の公募に向けた条件を整理することといたします。

2 事業対象地

対象公園：北九州市若松区竹並 響灘緑地（別紙2参照）

想定する事業対象地：冒険の森エリア・プレイランド跡地・未利用地（別紙2参照）

3 募集する内容

響灘緑地において、賑わいを生み出す新たな施設のアイデアを募集するとともに、現在想定している事業方式等についても意見を求めます。これ以外にも良い提案があれば、それを含めた検討を行いたいと考えていますので、民間事業者のこれまでの経験やノウハウを活かした幅広い提案を期待しています。

（1）導入する賑わい施設

響灘緑地の自然環境や既存施設を活かした新しい賑わい施設のアイデアを募集します。事業提案ができる主な公園施設は以下のものとなります。

- ・園路及び広場

- ・修景施設（植栽、花壇等）
- ・休養施設（休憩所、ベンチ等）
- ・教養施設（文教施設、体験学習施設等）
- ・便益施設（売店、飲食、宿泊施設、駐車場、便所等）
- ・遊戯施設（遊具等）
- ・管理施設（柵、門、掲示板等）

（２）想定事業方式

【民間事業者による公園施設の設置・管理】

響灘緑地に導入する新たな賑わい施設を都市公園法第５条に基づく公園施設の設置管理許可により民設民営するものです。事業者は、北九州市公園条例第１０条に基づく使用料（２００円/㎡・月以上）を北九州市に支払います。

（３）想定事業期間

【１０年間】

現行法では、許可の期間は１０年以内となります（今後の都市公園法改正により延伸の可能性があります）。

事業者の運営に問題がなく、かつ事業者が施設運営の継続を求める場合は、再度許可を受けることができます。

（４）想定役割分担

【北九州市】既存施設などの撤去、基盤整備など

【事業者】賑わい施設の整備・管理運営など

４ その他

公園の使用に当たっては、都市公園法等法令で定めるもののほか、原則として次の掲げる各事項に適合する必要があります。

- 公園の利用者に著しく支障とならないこと。
- 事故の発生の恐れがないこと。
- 大音量の騒音を発生しないこと。
- 専ら、営業のための宣伝、物品販売等営利を目的としないこと。
- 都市公園の設置目的に照らして、その行為が妥当であると認められること。
- その他、公園管理上支障とならないこと。

3 質問の受付及び対応

募集要領等に対する質問は、下記の電子メールにて、随時受け付けます。質問への回答はメールにて返信するとともに、北九州市ホームページに掲載します。なお、1社での提案も複数社での提案も可能ですが、複数社で提案する場合には、質問は、代表者が取りまとめて行ってください。

【メールアドレス】 ken-ryokusei@city.kitakyushu.lg.jp

【質問受付期間】 平成29年6月8日（木）～28日（水）

4 現地説明会

主に調査の目的、提案対象エリアの概要及びサウンディングの実施方法等について、次のとおり、現地説明会を開催します。

【開催日時】 平成29年6月20日（火）

【開催場所】 グリーンパーク

（受付場所等の詳細は、参加申込者宛て、別途、お知らせします。）

【参加申込方法】

- ・ 電子メールにて、
 - 法人名
 - 法人住所
 - 担当者 部署役職名、氏名、電話番号、メールアドレスを記入のうえ、連絡先電子メールアドレス (ken-ryokusei@city.kitakyushu.lg.jp) に送信してください。
- ・ 電子メールの件名は、「響灘緑地マーケットサウンディング説明会参加申込（法人名）」としてください。

【申込期限】 平成29年6月16日（金）午後5時必着

【留意事項】

- ・ 参加については、参加法人1法人につき、最大3名までとします。
- ・ 多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻等の変更を行うことがあります。
- ・ 説明会当日には、本実施要領は配布しないので、各自持参してください。
- ・ 机上・現地説明会に不参加の場合であっても、サウンディングへの参加申込（提案）は可能です。

5 事業提案の受付

(1) 提案方法

別紙『回答表』を下記連絡先まで提出してください。

なお、回答表の受理後、順次、提案事業者と個別対話を行いますので、出来るだけ早めに提出いただきますようお願いいたします。

【提出期間】 平成29年6月20日（火）～28日（水）
午前9時～午後5時（必着）

【住 所】 北九州市小倉北区城内1-1 建設局緑政課

【電子メール】 ken-ryokusei@city.kitakyushu.lg.jp

(2) 回答書の作成方法

回答表の回答・記入においては、出来るだけ回答をお願いしますが、現時点で不明なものについては空欄でも結構です。また、回答に時間を要するものについては、個別対話の際に口頭で御回答頂いても構いません。

(3) 個別対話

回答表の受理後、幅広く意見交換を行う場として、提案事業者との個別対話を予定しています。実施日時については、直接、ご担当者様と調整させていただく予定です。

【実施期間】 平成29年6月29日（木）～7月7日（金）

【開催場所】 北九州市役所内会議室

6 サウンディング実施結果の公表

サウンディングの実施結果については、参加事業の名称やアイデア及びノウハウの保護に配慮したうえで、とりまとめ次第、北九州市ホームページにて要旨を公表します。

【公表時期】 平成29年7月末日予定

7 今後の予定

平成29年度 マーケットサウンディングの実施

民間事業者の公募

平成30年度 民間事業者の決定

施設整備の実施

平成31年度 春頃オープン（予定）

8 注意事項

(1) 民間発案募集手続きの非公開・非公表

今回の民間発案募集手続きに際して、ノウハウ等の流出を懸念する民間事業者に配慮して、提案を行った民間事業者の名称、概略提案書は原則として非公開・非公表とします。

ただし、民間発案の有無及び民間発案があった場合の提案数については情報を公表することを想定しています。また、北九州市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合には、提案事業者に事前に連絡した上で、条例に定める範囲内において公開する場合があります。

(2) 民間発案に対する民間事業者のメリット又は優遇措置

民間事業者が民間発案を提出するメリットとして、提案内容が事業者公募の際の募集条件等に採用されることで、提案事業者は公募時に有利に検討できる可能性があります。

そのため、今回の民間発案への提案による、事業者公募時の審査上の優遇措置（加点評価等）は行わないこととします。

(3) 民間発案による義務や制限等

今回の民間発案を提出することにより、事業者公募時において、事業を実施する義務や提案書の提出義務、事業内容や体制等の制約（例えば、民間発案と異なる事業内容や別の体制での提案を制限することなど）等が生じることは一切ありません。

(4) 費用及び著作権

民間発案に関して必要な費用は、提案事業者の負担とします。また、北九州市が提示する資料の著作権は北九州市及び作成者に帰属し、提案事業者の提出する書類の著作権はそれぞれの提案事業者に帰属します。

9 添付資料一覧

- 別紙 1 回答表
- 2 概要

<問い合わせ先及び提出窓口>

北九州市小倉北区内 1 番 1 号（北九州市役所 1 1 階）

北九州市建設局公園緑地部緑政課

TEL 093-582-2466 FAX 093-582-0166

E-mail : ken-ryokusei@city.kitakyushu.lg.jp

受付日時：土曜，日曜，祝日を除く午前9時から午後5時まで